

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、令和4年12月27日とする。

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第35号）
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第36号）
- (3) 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第37号）
- (4) 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第38号）